

## 会議録

会議の名称	平成26年度第2回西東京市子ども子育て審議会専門部会（幼保基準部会）
開催日時	平成26年7月17日（木曜日）午後2時30分から5時まで
開催場所	西東京市防災センター6階 講座室2
出席者	委員：上田部会長、網干委員、加藤委員、小牧委員、武田委員、西澤委員、三浦委員 事務局：子育て支援部長 金谷、子育て支援課長 中尾根、保育課長 保谷、児童青少年課長 南里、子ども家庭支援センター長 磯崎、児童青少年課長補佐 名古屋、保育課保育係 阿部、子育て支援課調整係 阿久津、田中
議題	1 審議 （1）「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」について （2）「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について （3）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について 2 その他
会議資料の名称	資料1 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方 私立幼稚園・認定こども園に係る関係法令と運営の現状について 資料2 幼稚園設置基準及び認定こども園認定基準  （当日配布） 席上配布資料1. 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方 保育施設等に係る関係法令と運営の現状について 席上配布資料2. 現行保育施設の基準 席上配布資料3. 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の考え方 家庭的保育事業等に係る関係法令と運営の現状について 席上配布資料4. 家庭的保育事業等の設備に関する基準 席上配布資料5. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の考え方
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<b>1 審議</b> <b>議題（1）「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」について</b> （事務局が資料に沿って説明） 小牧委員： 「利用者負担額等の受領」の食事の提供について、3号認定に関してはあるという説明があったが、2号認定についてはどうなのか。  ○事務局： 2号認定の公定価格には副食費が含まれる。なお、1号認定については含まれない。	

網干委員：

副食費とは何なのか。

○事務局：

おかずと理解している。

武田委員：

国基準では副食費のみ補助で、主食は徴収することになっているが、都の現行では、それも含めて補助されていたと思う。国基準になると補助が薄くなるということか。

○事務局：

今の話は、公定価格の中に含まれる内容である。それ以外に、都から出ている部分もある。現時点では、まだ都からの具体的な話はない。

武田委員：

これまで、西東京市は、都の子育て交付金制度により保育の運営費を支給されていた。現状をキープするということであれば、そのような補助が引き続きあることが何らかの形で担保されないと、我々としては非常に不安である。職員の配置についても、現行では都基準の中で水準が守られてきたが、新しい国基準では11時間開所のところや職員の配置基準等について非常に微妙なところがあるので、少なくとも現状の水準を低下させないことを確認できないと、次の話には進めないと思う。特に職員の配置基準等は具体的に現場に影響してくるので、そこがグレーのままでは、よいとも悪いとも言いようがない。

網干委員：

幼稚園でも、パートで働きながら子育ても頑張っているお母さんもおられる。それなのに、働いている人の話が中心で、幼稚園が置いていかれているように感じている。例えば、給食に関して幼稚園には補助がなく、公定価格も保育園とはかなり差が開いている。職員配置に関しても3・4・5歳児は保育園と依然隔たりがあり、特別支援の必要な子に関しても幼稚園には加配もなく保育園とかなりの差がある。これからは全部同じ制度でいくのであれば、その辺りをきちんと考えていただかないと、保護者からも疑問の声が挙がると思う。働いている人の支援だけでなく、子育てを頑張っている幼稚園のお母さん方も評価していただきたいし、パートをしている人も働いている人と同じように扱っていただきたい。

○事務局：

基準と保育のサービスは、分けて考える必要があると思う。今、議論いただいているのは、施設型給付または地域型保育給付を受けるための確認をする基準である。つまり、市が事業者に対して施設型給付を支払うに当たり、運営がこの基準に合致しているか確認するだけのものなので、基本的には国基準で定める方向で考えている。

懸念されているのは、この基準を定めることで保育のサービスが低下するのではないかとのことだと思うが、冒頭で説明したとおり、この基準をもって今のサービスを下げ

てはいけないという規定もあり、市としても、この条例にかかわらず、現行の保育内容を今後も維持し、財政支援していくことをご理解いただきたい。

武田委員：

あくまでも市民サービスは低下しないということが確認されれば、話は違ってくると思う。今一番心配なのは、新しい国基準が決まったらすべてその基準の中で運営しなければならないのではないか、ということである。そうではなく、実費徴収などの利用者負担が増えることはないとか、この制度では幼稚園・保育園にかかわらず、同じ条件であれば同じサービスが受けられるということが保障されると、我々も安心して話を進めることができるし、保護者も安心して前に進めると思う。また、従前、保育料とプラス実費徴収について、それぞれの事業、園、認可の基準、認証の基準等で違いがあったが、そこができるだけ平らになるように制度化されればと思っている。

網干委員：

確かに、今の基準を維持することも大切であるが、幼稚園としては、今までの格差をこのまま残されるのは困るという思いもある。現状、幼稚園に預けている方は、保育園の保護者と同じ時間をパートで働いていても、保育園保護者と同様の補助は受けられない。また、幼稚園は、働いている人のために預かり保育等も行っている。それにも関わらず、幼稚園の補助は依然として少ない。今回、制度を1つにすと言いながら、新しい公定価格では、逆に保育園と幼稚園の格差が広がっている。保育園も幼稚園も、また、新制度に移行しない幼稚園についても、同じ待遇としていただきたい。

○事務局：

ご意見として承らせていただく。

上田部会長：

武田委員の意見については、現行の制度は維持されるという理解でいいか。

○事務局：

府省令の中でも、現行制度は維持し、低下させてはいけないという1項目が入っているので、市としてもそのように考えている。

網干委員からの、幼稚園と保育園の差については、現在の保育に対する市の予算を考えても、ご指摘のとおり、幼稚園に対しては薄いということは我々も認識している。しかしながら、その点は私どもだけで解決ができるものではないので、今後、国や都に対して意見を上げていかなければならないと思っている。

網干委員：

ご理解いただき、ありがたい。国や都もそうだが、市区町村のレベルでもかなりの差が出ているので、市でもぜひ考えていただきたい。

加藤委員：

保連協からの意見書でも、先ほど出た意見と同様に、西東京市の保育基準を明文化してほしいとか、国基準に合わせると水準が下がってしまうのではないかと不安が挙げ

られている。事務局の説明では、質は下げないとのことで、その点については安心したが、ただ、それは既存の施設の話であって、新規参入の場合や、公設公営が公設民営ないし私立に変わる場合などは、どうなるのかが気になる。新規の事業者は国基準を見て入ってくると思うが、西東京市としては旧都基準ベースで質を下げないとなると、新規の事業者も高い基準に合わせさせるのか。

武田委員：

そこが曖昧なままではいけないと思う。現行と国基準とでは、保育士と子どもの比率をはじめ、いろいろな差異がある。例えば、0歳児の保育士加算では、都は3対1に、プラス看護師ないし保健師となっているが、国基準ではそれを含むとなっている。新規に入ってくるところが、国基準を見て、看護師資格の人がいれば3対1で頭数は足りると解釈されると、私たちの基準とは違いが出てくる。

加藤委員：

そのようなことがないように、高い基準を下げないことを明確に示す何かが欲しいというのは、保連協の要望でも出されている。先ほどの事務局の説明では、都からの給付金があるので今は下がらないという話だったが、では、それがなくなったら下がるということか。

網干委員：

幼稚園も同様である。2階建てになっている基準の、都基準が決まらないことには、今の公定価格が全部出るとは言えず、幼稚園としては大変困っている。現状を維持するため、都と市がきちんと出すと確約していただけないと、不安である。

○事務局：

今ご議論いただいているのは、あくまでも施設型給付あるいは地域型保育給付を、市が施設に給付をするときの確認基準なので、市としては、基本的には国基準のとおりとしたいと考えている。ハードルが低いというご懸念については、この確認の基準とは別に話をさせていただく必要があると思っている。なお、西東京市にはまだ待機児童がおり、今後、保育所をかなり整備していかなければいけない。このような状況でも、今までどおりの財政負担が続けられるのかは、別に議論が必要と考えている。

○事務局：

今回、国基準のとおりとしたいと説明しているが、それ以上の基準にすると、国基準で認定されても西東京市には参入できないことになる。そうならないよう、西東京市でも許可されるという条件として、国基準にしたいのだとご理解いただきたい。

保育サービスの中身については、これとは別の議論で、予算も含めて考える必要がある。現行の施設については、もう既に予算化されているので、保育士の数等は現行のままいきたいと思っている。

加藤委員：

つまり、高い基準を設定してしまうと、新しい事業者が入られなくなるので、最低限のベースのところでもまず定めて、参入できるようにしたいということか。

○事務局：

この基準は給付するための確認基準で、認可基準ではない。認可についてはもう既にクリアされている施設に、施設型給付を支払うに当たっての基準を作るというだけなので、これを上げるか下げるかで保育の質が変わるものではないとご理解いただきたい。

三浦委員：

条例に附則を付けるなどして、給付のためだけの基準であることを担保してほしい。例えば、この基準は、あくまでも給付を受けるためのもので、市の運営基準は別にあり、実際の運営はこれよりプラスで実施されているというような文言をどこかに入れるとよいのではないか。

網干委員：

西東京市独自の基準があっても、確認基準をクリアしていれば参入はできるだろう。それでは問題があると、私たちは言っているのである。

また、参入できるのであれば、給付はいらぬからオープンするところが出てくる可能性もある。そうすると、既存の園とは違った下の水準も認めることになるのではないか。

○事務局：

新しい確認基準に、現状の質を下げたはいけないという規定がある。

武田委員：

それは、現状が下がらないということであって、新規に参入される場合は、例えば現状の8割方の水準でも運営できる可能性がある。利用者側からすると、同じように認可の認定を受けて入っても、施設によって違うということが起きるのではないか。兄弟がA園とB園に入って、質が違うという可能性も起きる。

加藤委員：

そのようなことが、起こらないようにしていただきたい。

網干委員：

基準より上をいく保育所や幼稚園が出るのはよいと思うが、現状の認可基準より下がることだけはやめてほしい。既存の施設は今の基準でやっているのに、新しいところは違う基準で入ってくるというのはどうなのか。

加藤委員：

明言しづらいとは思いますが、予算の関係や今後施設を増やさなければいけないという事情で、そうせざるを得ないのであれば、はっきりそう言ってもらった方が、議論が進展すると思う。この点がどうなるのか分からないままでは、保護者の不安も消えないし、我々の議論も同じことの繰り返しになってしまう。

上田部会長：

前回会議でも、保育士の数や面積などの量の話ばかりで、質についての議論がないという意見があったが、質を上げるという部分については、子どもや子育てを応援する取組や評価を行っているワイワイプランの中で、進めていくべきことではないかと思う。

その中で、例えば保育士についてであれば、人数だけではなく、きちんとした専門性を持った人によって、子どもの最善の利益や保護者の子育てのこと等を理解した上で、適切な支援がなされるべきである。そのような量だけでは分からないところも併せて、質的な向上が図られていくのだと思っている。

○事務局：

この基準について、市としては、国から最低の条件という形で示されている。それ以上のことに関しては、保育料についての内容、都の子育て交付金、13事業に入っている幼稚園の預かり保育の費用負担等について、まだ説明がないという状況であり、不均衡が出る可能性もあるということは我々も懸念している。国としては、喫緊の課題として待機児童対策が挙げられることから、このような最低基準からスタートすることを考えたのではないかと思うが、市の教育・保育状況がその基準でよいかどうかは、また別に議論する必要があると考えている。ただ、我々としても、今、非常に難しいところに立たされており、この場で、確保できるという明言はできない。しかしながら、今回は、最低条件だけは定めておかなければいけないと思っている。

網干委員：

予算の関係等もあって、今、すべてを決めることはできないので、取りあえず国基準としておいて、上乘せの部分に関しては後ほど決めるということだと理解したが、その上乘せの部分も、きちんと条例等の形で明文化されるのか。

○事務局：

今までの保育の中身についても、条例等で定めているわけではなく、保育指針や、学童クラブであればガイドライン、保育園であれば委託料の補助要綱の中などで定めているので、今後もそのような形になると思う。

網干委員：

ガイドラインや指針として出されたものについては、新規参入の事業者もそれに従うことになるのか。

○事務局：

そうなる。その中身については、事業者と市とで話をしていかなければいけないと思っている。

網干委員：

新規事業者と現行事業者で差が出るということはあるのか。

○事務局：

予算の絡むことなので、今、この場ではお答えしかねる。

網干委員：

新規が現行より低い基準でよいことになると、現行の事業者は厳しい状況に置かれる。同じ土俵で、基準以上のところの競争が出てくるのは必要なことだと思うが、新しく入る事業者は低い水準からスタートできるということになると、既存の事業者は今までやってきた努力は何だったのかと感ずるのではないか。

○事務局：

市でも今、その議論をしている。一方で、同じ内容で同じ保育料であればいいのかという議論もある。保護者からも、とにかく保育園に入りたいとか、待機児童を解消してほしいとの要望もある。また、質を下げないでほしいとの要望もある。さまざまな意見がある中で、具体的にどこまで対応できるかは、市の財政も含め、いろいろな検討をした上でないと決めることはできない。現時点では、国基準が示された以上、それに合わせておかざるを得ないと思っている。

三浦委員：

基準を下げて保育園に入れたとしても、先生が少なければ、子どもの育ちに大きく影響してくると思う。それを許すということは、1人でトイレができない子の手助けが足りなくなるとか、きめ細かな声掛けができなくなるということである。

網干委員：

市が言われていることも分かるが、何も決まってない状態で議論をしろと言われても、議論のしようがないというのが、我々の正直な思いである。

上田部会長：

今いただいた意見を踏まえて事務局で案を作ってください、審議会で提示していただくということでしょうか。

○事務局：

市としては、現状でも保育料に対しての負担が非常に大きく、これから待機児童を解消することを考えると、この場で「できる」とは言えないことを、ご理解いただきたい。先々には受益者負担の話もせざるを得ないだろうということ等も含め、いろいろなことを議論しながら、今後の子育て支援を考えていかなければいけないと思っている。

これは確認基準で、施設型給付を出すために必要な基準であるため、基本的には国基準のとおりとし、保育の質の問題は、また別の次元で話すべきだと考えている。

網干委員：

幼稚園としては、4ページの「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の中の、「当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない」について、市に、きちんと応援していただきたい。特に2号・3号の方たちに、幼稚園も働いている人を受けていくつもりでいること、また、専業主婦の人もいるので平日に行事をするということ、それぞれの幼稚園で基本理念を掲げて独自の教育をしていること等、保育園とは違う部分があることを分かっていた上で入ってもらわないと、入ってから大混乱

になると思うので、ぜひ市にも周知を応援していただきたいと思っている。

## 議題(2)「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について

(事務局が資料に沿って説明)

小牧委員：

保育士の基準について、この基準を私の認証保育所に当てはめると、35名の子どもたちに対して4名という計算になる。しかし、実際には、私の園では9名の保育士がいる。安全で質の高い保育をしていくためには、やはりそれだけ職員が必要と考えている。いまだ補助金と保育料には限りがあり、かなり低い賃金で運営しているのが現状である。他の認証保育所についても同様だと思う。そのような状況下で、半数以下の人数を基準とするのは非現実的なので、ここだけは、6割以上とを最低基準にいただきたい。また、小規模保育所の場合、11時間の開所が原則とあるが、これに対応するためにも、職員の数が必要であることを重ねて申し上げる。

○事務局：

市としては、待機児童対策、保育士確保の問題等を考え合わせ、最低基準として国基準のとおりにしたいと提案した。小牧委員のご意見は、その上乘せの部分になると思うので、まずは最低基準でスタートさせて、上乘せの部分については別に議論すべき課題だと思っている。

加藤委員：

待機児童対策が最優先ということも分かるが、今、委員が言われたように、基準以上の保育士を置いて手厚くやっていたところがある一方で、新規参入してきたところでは最低基準の保育士の数となると、待機児童は解消されたとしても、保育の質的な面や子どもの安全面が心配である。

網干委員：

私も質を下げることには反対である。事故が起きないように注意しながら、子どもが自由に遊べる環境を確保するためにも、一定の保育士の数は、ぜひとも必要だと考える。なお、私の幼稚園では資格のない者は一切雇っていない。そのような質の部分だけはしっかり守っていただきたいと思っている。

武田委員：

私も、この先、園舎の規定がなくなってしまうという点は、安全面で特に不安を感じている。職員の人数についても、いざというときに少ない職員で大勢の子どもたちを守れるのか。また、小規模のところは、長時間開所のために、ローテーションを組むことに大変苦労されていると思う。このように、さまざまな心配事があるので、基準の設定については、やはり子どもの安全を最優先に考えていただきたいということを、重ねてお願いする。

小牧委員：

都内でも死亡事故が増えてきている。西東京市は事故のない保育所づくりを、ぜひともお願いしたい。



武田委員：

都内では、エレベーターで下りてきて、散歩車に乗って散歩に行く姿などをよく見掛ける。それでも預かってもらえるだけ保護者にはありがたいのかもしれないが、子どもたちにとってはどうなのかと考えると、やはり園舎の規定がないというのは、非常に不安を覚える。

三浦委員：

そういう姿を見ると、親自身も働いていてよいのかと、気持ちがぶれてしまう。

網干委員：

株式会社が参入してから、勤務3、4年目でも園長にするところも出てきている。それに加えて、資格を持っていない人が多くなると、どうにもならない事態になりかねない。それを防ぐためには、そこに基準を設けておく以外にないのではないか。その点は担保していかないと、子どもがかわいそうである。

加藤委員：

お配りした保連協の資料に、保育士の人数配置を調べたものがある。基準より高い形で配置されていることが示されているが、それでもトラブルがあったり、もう少し手厚くしないと子育てに影響があるようなところも散見されるので、質の担保については、本当に重ねてお願いしたい。質は下がり、保育料は上がるということだけは許容できない。

○事務局：

我々も、質を下げたいと言っているわけではない。国が新政権になって、待機児童解消加速化プランとして、平成29年度には待機児童を解消しなくてはいけないとされ、新制度で小規模保育等の新しい事業形態もできることになったので、その中でのインセンティブとして、基本的には5割でもよいのではないかとというのが我々のご提案である。

小牧委員：

世田谷区の条例案では、B型の小規模の基準は6割以上と示されていた。

上田部会長：

世田谷区は、そのことだけ区基準にしたと聞いている。

今の安全に関する意見等も併せて、市で検討いただくということによろしいか。

小牧委員：

連携施設については、小規模や家庭的保育事業等にもいろいろ課せられてくる中で、連携施設を持つことでしっかりやっていきなさいという方向なのだと思うが、我々や保護者としては、2歳児卒所した後のことが大きな心配事である。私の保育所でも、お子さんが産まれる前から保育所探しにいられているような状況があるので、そういう心配がなくなるように、連続して2号認定に移行して施設に入れるような連携のあり方を進めたいと思っています。

上田部会長：

現在は、低年齢だけの保育園から3歳で移る場合は、ポイントの加算等の措置はないのか。

○事務局：

現在は、入所基準の中で、プラス5点の加算がある。

小牧委員：

それでも、3歳児は待機児童が多いため、入所できない人も多い。

武田委員：

認可保育園の定員設定の枠組みぎりぎり、2歳児、3歳児と上がってくるので、3歳で受け入れるのはかなり厳しいというのが実情である。

○事務局：

今回の基準には、まさしく今言われたような小規模事業者の悩みの部分も含まれていると思う。なお、連携施設を持つという規定にはなるが、すぐに連携を持つことは難しいという状況も理解しているので、一定の経過期間を持って、環境の整備等の課題について考えていかなければならないと思っている。

小牧委員：

認証保育所は2歳児までのところが多い。認証保育所は新制度の枠組外なのだが、市として、今後、認証保育所を活用していくという方向なのであれば、この点もきちんと考えに入れていただきたいと思う。

三浦委員：

連携には、先生方の知識の連携や情報の連携等も含まれるのか。例えば栄養士会との連携とか、知識や日々の保育の情報等も共有できれば、先生方も保護者も孤立せず、先が見えてくるのではないかと思う。そのような連携については、ここではなくワイワイプランの方になるのか。

上田部会長：

ワイワイプランの中で、基幹型保育園を中心として進めるという形で取り組んでいるので、そちらでの議論になると思う。

三浦委員：

小規模保育園が連携したいと思っても、認可保育園にその意識がなければうまくいかない。そこが難しいところではないかと思う。

上田部会長：

地域ごとに、連携のシステムをきちんとつくっていく必要があると思う。

武田委員：

この点については、まさに質の問題に関わることであり、この審議会とは別に、関係者が一堂に会して議論をする場が必要と考える。

### 議題（3）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について

（事務局が資料に沿って説明）

三浦委員：

従前ある学童クラブの要綱やガイドラインはそのまま置いておいて、今回の基準は国基準のとおりで別途定めるといふことか。

○事務局：

国基準は、民間事業者も視野に入れており、市が指導できる最低基準を定めておいて、それをクリアした中で、最低基準から上げていくように努めるというものである。市の現状としては、最低基準を上回って実施している部分が多々あるので、各事業で運営規程等を定め、それを優先して実施していただくという形で考えている。

上田部会長：

先ほどの教育・保育と同様、現行のものを下げるといふことではない、との理解でよいか。

○事務局：

そうである。

三浦委員：

そうすると、教育・保育での議論と同様に、新規事業者が低い基準で参入してくる可能性もあるのではないか。今は、33施設ある学童クラブはすべて市の公設だが、新規参入の申し入れがあった場合、今後、それは認めるのか。

上田部会長：

現時点で新規の申出は、あるのか。

○事務局：

児童福祉法の中で、学童クラブを運営するに当たっては市に報告することが明記されているが、今のところ、市に報告はないので、そのような事業者はないと認識している。

網干委員：

我々が言いたいのは、現行の基準を、既存の事業者だけでなく新規の事業者にも求めてほしいということである。上乘せについて、これから決めるのは仕方がないと思うが、現行の水準は既存のところにも新規のところにも同じく求めていただきたい。

○事務局：

学童クラブの場合は他の事業とは少し性格が違い、学校や校庭の中の一部で教育財産

を借りて実施しているため、新規に民間の事業者を入れることは考えていない。保護者としても、今の形を要望されているので、引き続き市の事業として継続していきたいと考えている。

三浦委員：

市内で、個人の家庭等を使って学童クラブというような名称で運営しているところがあるが、それは市では学童クラブとは認めないということか。

○事務局：

学童クラブに似た名称を使って、夜間に子どもを預かったり、スポーツジムが子どもを送迎していることは把握しているが、それらは、市が運営している学童クラブとは全く性格を異にするものであり、イコールとは思っていない。また、そのような事業者から、学童クラブとして位置づけてほしいという話も来ていない。

上田部会長：

そのような事業者は、利用者に、市の事業とは異なるのだと誠意を持って説明すべきだと思う。この点について、保護者の中で混乱が起きているということはあるか。

三浦委員：

混乱はないが、同じと捉えて使っている方もおられる。

学童クラブは、今まで国の基準等もない中で、各自治体で基準やガイドラインを設けて、とても高いレベルで行われている。ガイドラインも残し、またもう1つ、しかも低い基準を作る理由を伺いたい。

○事務局：

今回は、国から、最低基準を各自治体の条例で定めるということが示されたので、それに従うものである。両方が並行してあるというのは、他の自治体でも同じだと思う。

三浦委員：

なぜ市のガイドラインや要綱と最低基準との2つにしなければならないのかが理解できない。先ほどの繰り返しになるが、最低基準があると、それで実施する施設も出てくる可能性があるのではないか。

網干委員：

2つの基準が混在しているということではなく、国の基準があり、都道府県の基準があり、市の基準があり、最低限国の基準を下回ってはならないという形は普通だと思う。ただ、現時点では上乘せ部分をどの程度できるか分からないとはいえ、今までどおりのガイドラインを維持できるかどうか分からないというところが引っ掛かる。

武田委員：

少なくとも学童クラブについては、国基準の上にガイドラインがあって、高い方の水準で運営するということか。

○事務局：

そうである。したがって、現状の水準を維持することになる。

武田委員：

仮に新規参入があった場合も、高い水準を守ってもらうように指導できるのか。

○事務局：

先ほども話したとおり、学童クラブに関しては、新規参入は考えていない。

小牧委員：

参酌事項については、市が条例として定める中で、現行のガイドラインや要綱の内容に変えて定めることはできるのではないか。

○事務局：

参酌事項については、一定程度、それぞれの自治体の状況に応じて定めることは可能となっている。しかし、これは最低基準であり、これを市の現在の基準に合わせてしまうと全体として齟齬が生じる恐れもあるので、我々としては、参酌事項に市の現行のガイドライン等をすべて流し込むようなことは考えていない。現行で国基準よりも上になっている部分に関しては、市のガイドライン等の規程で定めているので、何ら問題はないと思っている。

網干委員：

問題がないことは分かっているが、既に市のガイドラインとして決まったものがあるのだから、それを入れてもよいのではないかということを言われているのだと思う。

○事務局：

私どもとしては、国の基準で決めたいと考えている。

上田部会長：

今のことはもう何度も繰り返し伝えてしているので、ご意見として承るという形にした。それ以外のことについて、ご意見等はないか。

三浦委員：

支援の集団の規模について、おおむね40人以下となっているが、実際にはこの人数が維持されていない所も多い。また、90人の場合、40・40という考え方で先生を配置されることがないよう、規模の単位について、条例の趣旨どおりに運営いただけるとありがたい。

○事務局：

西東京市にはさまざまな規程があり、それに基づいて実施している。その中で、市のガイドライン、都のガイドライン、国のガイドライン等を勘案し、集団の規模として40人という人数が出されている。今回、それを条例で明文化し、大規模学童クラブの解消に向けて、施設確保に努めたいと思っている。

加藤委員：

まず、私の意見書の、4ページの4番の「パブリックコメント実施について」にもあるが、先日行われた新制度の説明会には150～160人くらいの保護者が集まり、関心の高さをあらためて感じた。しかしながら、まだ決まっていないことも多いため、説明が不十分な部分もあったのではないかと思うので、できれば追加の説明会もしくはパブリックコメント等を実施していただきたいと思っている。

2点目として、意見書という形で各委員が提出した意見について、この会議の冒頭で、今日の審議に関わる部分のみ回答するという説明があったが、今回、回答がなかったものについては、今後検討していくということなのか。

○事務局：

パブコメないし説明会については、日程的に難しいと思う。

意見書の回答していない部分については、今、審議いただいている基準等に直接関係がないものであり、審議が進みにくくなると考え、回答は保留とさせていただいた。議論が必要な事項は、今後の審議会、あるいは、審議会とは別のところで考えなくてはならないと思っている。

なお、市民説明会の中で、市民の方からのご要望として、当日の説明の内容、出された意見、当日採ったアンケートの内容等を、説明会に参加されていない市民にも分かるように公開してほしいというご意見があった。アンケートのご意見については60件近く出され、パブリックコメントに近い形でご意見をいただけたと思う。これらの公開については、いただいた意見と、市の考え方を集約した後、まず子ども子育て審議会にてお示しし、審議会の報告という形で、ホームページ等で公開するよう予定している。

加藤委員：

説明会の開催は難しいので、いろいろなご意見に回答することで、説明に代えるということか。私の意見書には、入所基準等の細かい内容も入っているが、それは別のところで話していただけるのか。

○事務局：

入所基準については審議会の議題になるので、そこで検討していただくことになる。

三浦委員：

意見が挙げられたものについては、審議会では報告のみという形なのか、それとも、審議会の中であらためて議論をされるのか。

○事務局：

意見自体について議論するというより、今後のご議論の中で、そのご意見を参考にさせていただくという形になると思う。

上田部会長：

その報告は、次回の審議会で行われるのか。

○事務局：

件数が多く会議まで日もないが、間に合うようできるだけ努力したい。

## 2 その他

○事務局：

次回の会議は、7月23日の午後7時から、会場は、西東京市役所の田無庁舎5階の503会議室で、審議会を開催する。

次に、先日の市民説明会の概略について、報告する。参加者は約160人、アンケートのご意見は68件いただいている。詳しい内容については、現在事務局でまとめている。

網干委員：

最後に一言だけ言わせていただきたい。幼稚園からの要望書についてだが、特に見ていただきたいのは、アンケートの結果である。このアンケートは全13園中12園に協力いただいた。子どもの数は平均2人、これからも産みたいという数も含めると2.4人と、国の出生率よりかなり高い数値となっており、幼稚園のお母さんたちもこれだけ寄与しているということをご理解いただきたい。また、お母さんたちは、働きたいという気持ちもあるけれども、やはり子育てをしたいという思いがあるということが、就労形態のところに出ていると思う。現在就労してない人も就労している人も含めて93%の方が、パートタイムで働いて、子育てと両立をしたいと考えていることが伺える。また、幼稚園を選んだ理由としては、幼稚園での遊びや社会性、友達との関わりを重視したことを挙げておられる。

これらを踏まえて、これからの制度においては、働いているということだけに焦点を当てるのではなく、働いている・いないにかかわらず、子育てをしている人は平等にきちんと支援するという方向性を、皆さんで考えていただければと思っている。

上田部会長：

以上で、本日の専門部会を終了する。

(閉会)